

3 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施

(法第28条の2)

- 対象 安全管理者を選任しなければならない業種の事業場(規模にかかわらず対象となります)。
なお、化学物質等で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある物に係る調査は全ての事業場が対象です(改正前の法第58条と同一です)。

- 職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努めなければなりません(努力義務)。

- リスクアセスメントの実施時期は、次の①～④です。

- ①建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- ②設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- ③作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- ④その他危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

- 厚生労働省では、危険性・有害性等の調査及び必要な措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を公表することとしています。

- 職長等の教育事項に、危険性・有害性等の調査等に関する事項が追加されました。(安衛則第40条)

(注) 安全管理者を選任しなければならない業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

4 認定事業者に対する計画届の免除

(法第88条)

- 対象 労働安全衛生法第88条第1項又は第2項の計画の届出を行う事業場

- 3の危険性・有害性等の調査を含め、労働安全衛生マネジメントシステムを実施している事業場は、次の①～③を満たしていることについて労働基準監督署長の認定を受けることにより、計画の届出が免除されます。

- ①労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると認められること。
- ②労働災害の発生率が業種平均を下回っていること。
- ③申請の日前1年間に死亡災害等の重大な労働災害が発生していないこと。

- 特定機械等の落成検査、変更検査等は免除されません。

- 認定は3年間有効です。申請に必要な書類等の詳細は労働基準監督署にお問い合わせください。

(注) 労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の(1)～(4)に掲げる活動を自主的に行うものです。(安衛則第24条の2)

- (1) 安全衛生に関する方針の表明
- (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- (3) 安全衛生に関する目標の設定
- (4) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

厚生労働省では「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を定め、公表しています。